

社会福祉法人 鉢の木会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の第二種社会福祉事業を行う。

- (1) 幼保連携型認定こども園「はちの木こども園」の設置経営
- (2) 一時預かり事業の経営
- (3) 地域子育て支援拠点事業
- (4) 病児保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鉢の木会（以下、「鉢の木会」という。）

(経営の原則)

第3条 鉢の木会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 鉢の木会は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 鉢の木会の事務所を 群馬県高崎市上佐野町 609 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 鉢の木会に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 鉢の木会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名の合計 3 名で構成する。

- 3 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が評議員選任・解任委員会に対して行う。
- 4 前項の選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第 7 条 評議員は、社会福祉法人の適切な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。

2 次に掲げる者は、評議員となることができない。

(1) 法人

(2) 成年被後見人または被保佐人

(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は、社会福祉法の規定に違反して刑に処せられたほか、他の刑法上の処罰を受けた者で、その執行を受けることがなくなるまでの者

3 評議員は、役員または鉢の木会の役員を兼ねることができない。

4 評議員のうちには、各評議員又は各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他特殊な関係にある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 9 条 評議員に対して報酬等は支給しない。研修等に参加する場合の交通費等の実費は支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置く。
- 4 議長は、その都度、評議員の互選で定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事・監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる事ができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議

員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名し押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 鉢の木会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事の選任に当たっては、その親族その他特殊関係がある者が、理事のうちに2名を超えてはならない。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職員を兼任することができない。

(役員等の資格)

第18条 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

(1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

(2) 鉢の木会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

(3) 鉢の木会施設の管理者

2 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、鉢の木会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、自己の職務の執行の状況を毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理

事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、鉢の木会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して報酬等は支給しない。研修等に参加する場合の交通費等の実費は支給する。

(職員)

第24条 鉢の木会に職員を置く。

2 鉢の木会の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任又は解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 鉢の木会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わる事が出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録を作成し、記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 鉢の木会の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 群馬県高崎市上佐野町字佐野掘 609 番地 2 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 はちの木こども園園舎一棟 (636.64 平方メートル)
- (2) 群馬県高崎市上佐野町字佐野掘 609 番地 1、609 番地 2 所在の
鉄骨造陸屋根 2 階建 はちの木こども園園舎一棟 (256.05 平方メートル)
- (3) 群馬県高崎市上佐野町字佐野掘 618 番地 所在の宅地 (266.00 平方メートル)
木造瓦葺 2 階建 保育所 (154.02 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て高崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には高崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 鉢の木会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 鉢の木会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該会計年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 鉢の木会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を常に主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 鉢の木会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 鉢の木会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 鉢の木会は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高崎市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高崎市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 鉢の木会の公告は、社会福祉法人鉢の木会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付則

鉢の木会の設立当初の役員は、次の通りとする。ただしこの法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

- ・理事長 小林 仁重
- ・理事 齋藤 昌一
- ・理事 下田 一男
- ・理事 本田 春雄
- ・理事 江原 政雄
- ・理事 堀口 直久
- ・理事 堀口 純
- ・理事 高橋 繁雄
- ・理事 松田 七郎
- ・監事 小山 秀雄
- ・監事 山田 辰雄

(2) 昭和63年7月21日一部訂正

(3) 平成2年11月29日訂正

(4) 平成6年4月1日一部訂正

(5) 平成14年2月7日一部訂正

(6) 平成19年4月1日一部訂正

(7) 平成21年12月9日一部訂正

(8) 平成23年6月24日一部訂正

(9) 平成24年5月18日一部訂正

(10) 平成27年6月24日一部訂正

(11) 平成28年6月22日一部訂正

(12) 平成29年4月1日一部訂正 (認定こども園移行)

(13) 平成30年12月13日一部訂正

